

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		生活困窮者自立支援相談事業						予算事業名		生活困窮者自立支援事業費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	生活困窮者自立支援法				
			03	01	01	6101	経常経費						
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業				
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・						担当課係等	社会福祉課 社会福祉係				
		①生活保障の充実											
事業期間		継続（平成27年度～令和 5年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
生活困窮者に対し，就労及びその他の自立に関する相談支援を実施し，困窮状態からの早期離脱を図る。							生活保護制度改革に伴い生活困窮者自立支援制度が創設されたことから，生活困窮者自立支援相談事業が開始された。 自立支援相談事業は全国の市町村で実施している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立に向けた相談支援を行う。 支援プランを策定し，収納，子ども福祉，障害福祉など関係部署の職員による支援調整会議を開催して，支援内容の検討及びプラン終結時における成果の評価を行う。							市内に居住する者で，現に経済的に困窮し，最低限度の生活を維持する事ができなくなるおそれのある者（生活保護受給者を除く）。 【事業をとりまく環境の変化】 リーマンショックを発端とした景気の低迷や，派遣切り等失業者が増加する中で，第2のセーフティネットである本事業の必要性が高まった。生活保護に至る前の段階から，関係機関との連携により本事業を実施し，困窮状態からの早期自立を支援する。						
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援 【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 1名(委託分)				生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援 【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 1名(委託分)				生活困窮者に対する，自立に向けた相談・支援 【委託先】 社会福祉法人 結城市社会福祉協議会 相談支援員 1名(委託分)					
■事業費													
			R01年度		R02年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	4,227	4,464						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	1,409	1,488						
歳 入 計 (千 円)			5,636		5,952								
歳 出 内 訳	節 (番 号 + 名 称)		金額 (千円)		金額 (千円)								
	10	需用費	153		163								
	11	役務費	21		36								
	12	委託料	5,462		5,753								
歳 出 計 (千 円) (A)			5,636		5,952								
伸 び 率 (%)					5.60								
備 考	総合計画 67ページ 予算書 68ページ												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	相談件数	件	目標	150.00	150.00	150.00
	生活困窮者、相談数(新規・継続)		実績	91.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	就労による自立	人	目標	5.00	8.00	8.00
			実績	9.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	国からの法定受託事務であるため、福祉事務所が実施する必要がある。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政に関わるべきである。
	手段の妥当性	A 妥当である	生活困窮者対策事業として、行政に関わるべきである。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	相談支援員配置数は29年度及び30年度が2名、令和元年度は1名となっており、今後相談件数の増加が予想される中で、迅速かつ適切な支援を実施するためには、支援員の増員が必要である。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	生活困窮者を対象とした事業であり、偏りは見られない。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	生活保護に至る前の段階で、自立に向けての必要な相談支援が実施されている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	国の方針及び事務マニュアルに沿って適正に実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
生活保護に至る前の段階での相談支援を実施しているが、相談の内容は多岐に渡るため、困窮者の生活実態に応じた適切な就労相談、家計管理などの支援を行うことにより、一定の効果があつた。 コロナ禍影響による雇用情勢の悪化に伴い、相談件数の増加が予想されるため、関係機関との連携を密にして個々のケースに応じた適切な支援を実施していくためにも、相談支援員の資質の向上について検討する必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
生活困窮に陥っている世帯は様々な要因が影響していることが見受けられるため、問題解決に向けて包括的な支援事業を実施していくためには、各種の社会保障制度に精通し、複雑な相談業務に対応できる人材を育成していく必要がある。また、ひきこもり対策として一層事業の推進が期待される。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 新型コロナウイルス感染症の影響によって、生活困窮による相談が増加している。生活への影響は長引くと考えられることから、相談支援員のスキルアップを図り、関係機関との情報交換や協力など連携しながら相談者に対する適切な支援を行えるよう対応していく。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	